

## 技術職員待遇改善検討会における検討状況のまとめ

(はじめに)

当検討会は、いわゆる教室系技術職員に対する専門行政職俸給表の適用の問題について、約1年にわたって検討を重ねてきた状況を以下のとおりまとめてみた。なお、今後とも更に所要の検討を行い、各国立学校に在職する技術職員の待遇改善問題について引き続いて努力してまいりたい。

現在、技術職員に対しては、何らの官職設定もなされていないところであるが、これら技術職員(6835名(59.7.1現在))を、行政職(一)俸給表の1級から7級までの7級制(暫定分を含めれば8級制)のなかで、単一の職名によりその処遇の適正化を図っていくことは、年齢構成等の状況からますます困難となってきている。

専門行政職俸給表の適用の問題は、現在の技術職員の官職の整理が先決である。附置研究所の一部にみられる組織化というのも一つの方法であろうし、また、技術提供に関する業務の集約化構想というのも考えられるかもしれない。また、調査の結果では、在職者の実態とはかなり違いのあるその数約4000の官職について、国家公務員採用試験Ⅱ種あるいはそれと同程度以上の安定した学歴・資格等が必要であるとされており、各国立学校においても官職の整理をしようとの考えがうかがえるところである。

専門行政職俸給表の適用の問題については、その整理が進み安定した状況となった段階で判断することとしても良いかもしれない。

なお、仮りに、事情に因り技術職員に対し専門行政職俸給表が適用されない場合でも、このような考え方による技術職員の官職の整理は必要であると認識している。

はっきり言うならば、技術職員は教員ではなく、また、技術職員が教員の代わりをするものでもなく、技術職員には技術職員の役割があることは明らかである。この前提をふまえて検討を進めなければ技術職員の官職の整理はきわめて困難であると考える。

当検討会の検討中に寄せられた様々な意見の中で、「人材確保の面からも処遇改善を図るべきである」という点も数多かったが、国立学校における現在の技術職員の管理方法では、Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種と区別に行われている国家公務員採用試験の結果が、採用後の処遇・昇進等について十分反映されることとなっていない、ということも一面でこれらの職をいわれているような魅力のないものとしていると考えられる。60年4月後任補充状況調査結果においてもこれがはっきりと表われている。(このようにとらえると、安定して必要とされる学歴・資格等の調査結果と、60年4月後任補充状況調査結果とにかなりの違いのあることの説明がつく。)また、Ⅲ種を将来的にⅡ種と同様の扱いをしたいと考えるのは、試験制度の在り方からみると困難であるといわなければならない。すなわち、それぞれの試験がそれぞれに実施されているのはその採用しようとする官職に必要な知識の程度からくる要請に基づくものである。したがって、技術職員を将来的に処遇していくには、より計画的な人事管理をしていかなければならないと考える。

例えば、技術職員とよく比較される図書館職員は、やはり行政職(一)俸給表の1級から7級までの7級制の予算的な定数措置があるが、官職設定を、昭和58年10月から新たに配置されることとなった図書館専門員、図書系係長及び図書系の専門的な職員に区分し適正に処遇している。したがって、それぞれの官職は職務と責任の分担がはっきりしており、現行給与制度の職務給の原則がたやすく適用されるものとなっている。

また、このほか広域異動の官職としての図書館の事務部長、図書館あるいは図書系の課長等と昇進の途も考慮されており、また、図書館業務の拡大・発展に伴ったその業務処理体制の整備は年々行われ、それにふさわしい官職も措置されてきているところである。なお、図書館職員の採用に当たってはⅡ種図書館学という固有の国家公務員採用試験が実施されており、加えて、その業務の要請から図書館職員は殆ど司書の資格を有している。

教務職員の問題については助手の級への格付けが要望されているが、現行給与制度の職務給の原則から、また、助手と教務職員の身分の違い(文部教官と文部技官の違い)等からも現在の制度のままでは困難である。この問題の解決の方策としては、まず、学問分野の発展に伴った定員定数の教官職への振替や、個別人事によって対応することが先決と考える。

このほかに、号俸延長や給与水準の向上で措置する考え方もあるが、しかし、この方法であると、号俸延長は教務職員の職務内容が一部に直接研究を行うものが在職していること、初任給基準が博士課程修了者を予定していること等から、いわゆる研究者養成制度の一つとしても捉えられる一面があり、この位置付けであるかぎりにおいて最高号俸の制度到達年齢をいたず

らに延長するのは、その給与水準維持の面からも得策ではない。また、給与水準の向上で措置することは、教員特に助手との給与均衡の問題もあって難しい。

俸給表適用変更の問題については、或る職員に適用される俸給表は今回のような制度の改正時における行政職（一）俸給表から専門行政職俸給表への適用変更は別として、同一の職務内容に従事している限りにおいて変更される必要はないと考える。なお、在職中にその職務に関し能力の向上がみられることは多々あり、この場合には、勤務成績とも密接に関連して職務に応じた「昇格」という給与上の措置がとられるものである。処遇改善と関連付けた適用俸給表の変更は本来的にはあり得ないものである。

## (検討状況の内容)

いわゆる教室系技術職員を中間試案で示したとおり、新設俸給表適用のためだけでなく将来的にもその処遇を適正に行っていくため所属及び職務内容から、次のとおり各国立学校に共通するものとして、大学（高専）技術官（仮称、以下同じ。）と実験実習官（仮称、以下同じ。）とに区分する。区分の基本の考え方は学部又は学科（研究所の研究部門を含む）とそれに対応して置かれるその学部又は学科の教育研究に必要な附属施設とに、それぞれ配置される官職の区分である。

なお、この区分けは現在の技術職員の職務に軽重を付けるものではもちろんなく、また果たしている役割に変更を加えるものでもなく、あくまでも処遇を適正に行おうとするものであり、現在の技術職員が果たしている役割を評価し、かつ実情に十分沿うものと考えている。

### 1、職務内容の区分及び対象とする国家公務員採用試験の種別について

実験実習官は、教育及び研究にかかわる実験及び実習の直接的な支援業務に従事することを職務とする官職とし、大学（高専）技術官は教員と協同して行う技術開発、加えて開発された技術をもって行う情報の提供業務に従事することを職務とする官職とする。

- 一 実験実習官は、国家公務員採用試験の技術系のⅢ種区分試験（機械、電気、化学、建築、土木、農業、林業、農業土木）の合格者及び臨床・衛生検査技師を対象とし、次の職務に従事する。なお、Ⅱ種区分試験の合格者をもって充てる場合には、Ⅲ種区分試験の合格者をもって充てる場合との処遇の違いが必要であろう。

- 工学、理学及び医学の分野における学問の進歩に欠かせない機器の製作及び運転管理の業務に従事するもの
- 医学の分野における学問の進歩に欠かせない死体解剖の介助及び病理検査並びに病理標本の作成の業務に従事するもの
- 農学及び畜産学の分野における学問の進歩に欠かせない品種改良を行うための動物の飼育管理及び繁殖あるいは食品加工の業務に従事するもの
- 農学、植物学及び薬学の分野における学問の進歩に欠かせない植物の栽培育成、植林伐採、品種改良の業務に従事するもの
- 医学、薬学及び歯学の分野における学問の進歩に欠かせない動物実験を行うための実験動物の飼育管理の業務に従事するもの
- 生物学及び水産学の分野における学問の進歩に欠かせない生態系の分布等の研究を行うための魚、貝、微生物、藻等の採取飼育増殖あるいは食品加工の業務に従事するもの
- その他実験及び実習の準備又は整理の業務に従事するもの

- 二 大学（高専）技術官は、国家公務員採用試験の技術系のⅡ種区分試験（物理、機械、電気・電子、化学、建築、土木、農学、林学、農業土木、資源工学、生物学、原子力工学、造船工学、繊維学、獣医学、林産学、美術学、意匠学、体育学）の合格者及び電波法に定める無線従事者の免許所有者を対象とし、次の職務に従事する。

- 工学、理学、農学、生物学及び化学等の分野における教員と協同して行う技術開発、加えて開発された技術をもって行う情報の提供業務に従事するもの

### 2、官職設定数について

実験実習官は2372名となり、大学（高専）技術官は3986名となる（再調査の集計結果）。このそれぞれの数は、各国立学校の定員管理の実情も考慮し算定したものである。なお、これらの区分を別としたⅡ種、あるいはそれ以上の安定した学歴・資格等の将来をも含めた採用予定数だけで数字合わせをしてみると、毎年各国立学校が採用予定数を人事院に報告している数が技術系のⅡ種（相当するものを含む）については過去5年間において394名であり、これを平均的な技術職員の在職年数から推し測ると約3200名となり、再調査の集計結果（約4000名）とは必ずしも一致しない。（中間試案では実験実習官は約3000名とし、大学（高専）技術官は約4000名としていた。）

### 3、適用俸給表について

実験実習官は引き続き行政職（一）俸給表が適用されるものとし、大学（高専）技術官は専門行政職俸給表の適用を要求する。（中間試案では、実験実習官には教育職俸給表が適用されるものとしていた。）

一方、大学（高専）技術官について在職者の状況は必ずしも「Ⅱ種」ではなく、この点、職員の所属する各国立学校長の認定により移行させることとしたい。なお、移行時以降の官職補充は「Ⅱ種」で行うこととなる。（再調査の結果、各国立学校では約4000の官職について「Ⅱ種」の安定した学歴・資格等が必要であるとしている。）

#### 4、処遇について

- ① 実験実習官は指導官、主任官、官及び官補(いずれも仮称、以下同じ。)とに区分し、行政職(一)俸給表の7級を最高の到達級とする次のとおりの級別定数としたい。なお、指導官、主任官は別に定める定数の範囲内で置くものとする。

官 補	1級(旧8等級)及び2級(旧7等級)
官	3級(旧6等級)及び一部において4級(旧5等級)
主任官	4級(旧5等級)及び5級(新5等級)
指導官	5級(新5等級)、6級(旧4等級)及び7級(新4等級)

- ② 大学(高専)技術官は主任官、官及び官補(いずれも仮称、以下同じ。)とに区分し、専門行政職俸給表の6級を最高の到達級とする次のとおりの級別定数としたい。また、主任官は別に定める定数の範囲内で置くものとする。なお、技術に関する専門的な業務を処理する組織における部長、課長、及び室長はいずれも主任官をもって充てる官職とし、班長及び係長については官をもって充てる官職とする。

官 補	1級(旧8～6等級)
官	1級(旧8～6等級)、2級(旧5～新5等級)及び一部において3級(旧4～新4等級)
主任官	3級(旧4～新4等級)、4級(旧3等級)、5級(旧2等級)及び6級(新2等級)

#### 5、文人給第52号(級別定数の管理・運用について)の改正

以上の官職設定等については、当面、次のとおりの文人給第52号の改正で対応。

##### ① 旧

###### (1) 技術職員

「技術職員」とは、次の資格基準の一に該当し、次の職務内容の一に従事するものをいう。

ただし、この通知実施の際「技術職員」として在職するものについては、この限りでない。

###### (一) 資格基準

- イ 国家公務員採用試験の技術系の区分試験に合格したもの
- ロ 建築士、電気主任技術者等の技術系の国家試験に合格したもの
- ハ 高等学校以上の卒業者であって、就こうとする職務と関連ある課程又は学科(以下「専門課程」という。)を修めたもの、又は就こうとする職務と関連ある職務経歴(以下「関連経歴」という。)を相当年数有するもの
- ニ 前各号と同等の資格を有すると認められるもの

###### (二) 職務内容

- イ 学部又は附置研究所若しくはこれらに附属して設置される研究施設、短期大学部、高等専門学校等の学科又は工場等において教官の指導のもとに行なう各種研究、実験、測定、分析、検査等の職務
- ロ 事務局又は事務部における諸施設、設備の建築、設計、発注、工事監督等の職務

##### ② 新

###### (1) 技術職員

「技術職員」とは、実験実習官、大学(高専)技術官及び文教施設技術官をいい、それぞれ次の資格基準の一に該当し、次ぎの職務内容の一に従事するものをいう。

ただし、この通知実施の際「技術職員」として在職するものについては、資格基準に関してはこの限りでない。

なお、この定めにかかわらず文教施設技術官は、当分の間、従前の例による。

(実験実習官)

###### (一) 資格基準

- イ 国家公務員採用試験の技術系の区分試験(原則としてⅢ種)に合格したもの
- ロ イに掲げるものに準じて取扱うことについてあらかじめ人事院の承認を得たもの

###### (二) 職務内容

(二) 職務内容

学部又は附置研究所若しくはこれらに附属して設置される研究施設、短期大学部、高等専門学校の学科又は工  
場等において、教育及び研究にかかわる実験及び実習の直接的な支援業務に従事する職務

(大学(高専)技術官)

(一) 資格基準

- イ 国家公務員採用試験の技術系のⅡ種区分試験に合格したもの
- ロ イに掲げるものに応じて取扱うことについてあらかじめ人事院の承認を得たもの

(二) 職務内容

学部又は附置研究所若しくはこれらに附属して設置される研究施設、短期大学部、高等専門学校の学科等において、教員と協同して行う技術開発、加えて開発された技術をもつて行う情報の提供業務に従事する職務

(文教施設技術官)

(一) 資格基準

- イ 国家公務員採用試験の技術系の区分試験に合格したもの
- ロ イに掲げるものに応じて取扱うことについてあらかじめ人事院の承認を得たもの

(二) 職務内容

事務局又は事務部における諸施設、設備の建築、設計、発注、工事監督等の職務